

岐阜市職員措置請求に係る監査結果の公表

令和7年9月1日付けで提出されました岐阜市職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定に基づき、監査した結果を下記のとおり公表します。

令和7年10月30日

岐阜市監査委員	中 本 一 美
岐阜市監査委員	御子柴 慎
岐阜市監査委員	谷 藤 錦 司
岐阜市監査委員	箕 輪 光 顕

記

第1 監査の請求

1 請求人

岐阜市三ツ又町2番地

稲 垣 育 子 （請求人代表）

岐阜市上西郷9丁目27番地

西 垣 初 恵

岐阜市祈年町11丁目8番地1

服 部 雄 次

2 措置請求書の受付

令和7年9月1日

3 請求の要旨

請求人から提出された措置請求書の要旨及び事実を証する書面は次のとおりである。なお、請求の要旨及び求める措置については原文のまま記載した。

（請求の要旨及び求める措置）

令和7年8月15日付で、岐阜市行事第198号により公文書公開請求決定通

知書を受領した。

本通知書における公文書名に「支出負担行為兼支出命令書、報酬金請求書」がある。支出負担行為書兼支出命令書の支払済印は令和7年1月10日から令和7年8月7日にかけて10件あり、総額1,928,520円となっている。

請求人は、この支出行為自体が不適切だと考える。

その理由は、

- ① 岐阜市役所には契約した顧問弁護士が存在し、法的な相談は顧問弁護士とすれば事足りるはずのものであること。
- ② 公務職場での労使交渉の場に、弁護士が主体となって出席することは異例中の異例であり、ましてや岐阜市役所内に存在する岐阜市職員労働組合などの労働組合との交渉の場に、当局側として弁護士が出席したということは見聞がないこと。
- ③ 当該職場での組合員が2名の「ぎふ自治体一般労働組合」との団体交渉に対して、使用者からの主体的な応答はなく、弁護士に主体的に応答させたことは、使用者としての当事者能力が欠如していること。
- ④ 競輪事業の収益は運営や人件費に充てるはずのものである。団体交渉は本来、労使が誠実に話し合うことにより、労働条件について合意形成を作ることである。前述したように知識として助力を得たければ顧問弁護士に相談すればよく、多額の費用を支払って弁護士を雇う必要がない。また、ぎふ自治体一般労働組合が要求している労働条件に係る費用をはるかに凌駕する費用となっており、その異常さがみてとれる。

の4点である。

以上のことから、弁護士への報酬金は、全額返還し、ファン向けの施設やサービス改善に充てることを望みます。岐阜市長は弁護士への報酬額1,928,520円を支払い先の弁護士からの返還を望みます。

(添付書類)

本件に関する事実証明として、次の書類の写しが提出された。

- ① 令和7年1月10日支払の「弁護士報酬（令和6年10月7日～11月末日対応分）」における支出負担行為書兼支出命令書及び同命令書に添付された報酬金請求書の写し
- ② 令和7年2月4日支払の「弁護士報酬（令和6年12月分及び12月19日対応分）」における支出負担行為書兼支出命令書及び同命令書に添付された報酬金請求書の写し
- ③ 令和7年3月6日支払の「弁護士報酬（令和7年1月分）」における支出負担行為書兼支出命令書及び同命令書に添付された報酬金請求書の写し
- ④ 令和7年4月15日支払の「弁護士報酬（令和7年2月分）」における支出負担行為書兼支出命令書及び同命令書に添付された報酬金請求書の写し

- ⑤ 令和7年5月2日支払の「弁護士報酬（令和7年3月分）」における支出負担行為書兼支出命令書及び同命令書に添付された報酬金請求書の写し
- ⑥ 令和7年6月9日支払の「弁護士報酬（令和7年4月分）」における支出負担行為書兼支出命令書及び同命令書に添付された報酬金請求書の写し
- ⑦ 令和7年7月30日支払の「弁護士委任契約報酬（令和7年5月分）」における支出負担行為書兼支出命令書及び同命令書に添付された報酬金請求書の写し
- ⑧ 令和7年7月30日支払の「弁護士報酬（令和7年5月分）」における支出負担行為書兼支出命令書及び同命令書に添付された報酬金請求書の写し
- ⑨ 令和7年8月7日支払の「弁護士報酬（令和7年6月分）」における支出負担行為書兼支出命令書及び同命令書に添付された報酬金請求書の写し
- ⑩ 令和7年8月7日支払の「弁護士委任契約報酬（令和7年6月分）」における支出負担行為書兼支出命令書及び同命令書に添付された報酬金請求書の写し

なお、これらの書面については、監査結果への記載を省略した。

第2 請求の受理

本件請求は、法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、令和7年9月5日にこれを受理した。

第3 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、令和7年9月26日に、請求人に対して新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人はおおむね次のような趣旨の陳述を行った。

なお、新たな証拠の提出はなかった。

- (1) 令和6年秋の終わり頃から令和7年3月頃までの間に、岐阜競輪場当局とぎふ自治体一般労働組合（以下「当該組合」という。）で、何度か団体交渉を行った。その際、当局側の代理人のような形で弁護士2名が出席していた。法的に問題があるとは考えていないが、過去の経験や他市の知り合いなどから聞いた話では、弁護士が団体交渉に出席し、主体的に発言したという事例について見聞がない。市には顧問弁護士が存在しているため、団体交渉にて当局側が発言する内容について自信がないのであれば、法的な相談は顧問弁護士に対して行えばよい。
- (2) 措置請求書の提出時点で、団体交渉に出席した弁護士（以下「当該委任弁護士」という。）に対して支払った報酬金1,928,520円は、岐阜競輪場勤務の会計年度任用職員のパートタイムBの年収と同程度の相当な金額であり、非常に無駄なお金を使っているため、市長は1,928,520円を弁護士から返還させ、フ

アン向けの施設やサービス改善に充てることを望む。

2 監査対象事項

措置請求書並びに請求人の陳述内容を検討した結果、

- (1) 岐阜市顧問弁護士（以下「市顧問弁護士」という。）以外の外部の弁護士による法律相談を受けたこと、当該組合との間の団体交渉及び関連事項につき弁護士に委任したことは違法又は不当な契約か
- (2) 当該委任弁護士への支出は違法又は不当な支出であり、また、財産の管理を怠る事実はあるかを監査対象とした。

3 監査対象部局

行政部

4 監査対象部局の陳述

監査の一環として、令和7年10月2日に監査対象部局の職員から陳述を聴取したところ、おおむね次のとおり説明があった。

- (1) 当該組合との度重なる協議では、雇用条件のほか労働関係法令の解釈など、専門性が高い要求を受けることが多く、交渉の場では即答を求められることもしばしばあった。また、対応した職員の労働関係法令の知識等が不十分だとして、交渉の場への専門知識を持つ者の出席を求められる場面などもあり、職員のみでの対応が困難な状況となったため、労働紛争等に高度な知識、経験を持つ専門家である弁護士の知見が必要と判断した。

そこで、市顧問弁護士に団体交渉への立会等について相談したが、市顧問弁護士兩名ともが労働関係の公職に就いていることを理由に辞退されたため、岐阜地域又は名古屋地域において、労働組合との団体交渉などの事案を経験している弁護士を調査したところ、愛知県経営者協会で労働問題の講演等の講師を務め、労働問題に精通した当該委任弁護士が適任と判断した。

請求人は、「法的な相談は市顧問弁護士にすべき」、「労使交渉の場への弁護士の出席は異例」等として、本支出行為が不適切であると主張しているが、これらは、専門性が高い要求等への対応が職員のみでは困難となったこと、市顧問弁護士の辞退によるものであることから、請求人の主張には理由がない。

- (2) 団体交渉に関する相談については、令和6年11月25日に締結した委任契約に基づく時間報酬制、それ以外のまだ紛争になっていない広い意味における労使問題に関する相談である「岐阜競輪場組織運営に関する法的な問題の検討、整理その他これらに付随する相談業務」等は、令和7年4月1日に締結した契約に基づく月額報酬制として、相談時に振り分けており、令和6年度の相談対応への時間制の弁護士報酬、同年度の団体交渉立会代理業務に関する報酬等、

令和7年度の月額報酬及び同年度の紛争対応への時間制の弁護士報酬については、業務の対価として適正に支払を行った。

そのため、請求人による、当該委任弁護士への報酬額1,928,520円の市長への返還を求める主張には理由がない。

5 監査対象部局の陳述に対する請求人の意見

令和7年10月2日に実施した監査対象部局の陳述を踏まえ、令和7年10月23日付けで請求人から提出された「岐阜市の見解に対する反論書」は次のとおりである。なお、原文のまま記載した。

(岐阜市の見解に対する反論)

令和7年9月1日付 岐阜市職員措置請求に対する岐阜市の見解について、請求人として、以下反論をします。

岐阜市は見解の中で「雇用条件のほか労働関係法令の解釈など、専門性が高い要求を受けることが多い中、交渉の場では即答を求められることもしばしばありました。」としているが、回答できなければ、ぎふ自治体一般労働組合は後日回答を求めることもあったことから、そのことが、弁護士を出席させる理由にはならない。

また、岐阜市は専門性が高い要求を受けることが多いというが、労働基準法などは労働者の最低基準を定めたものであり、使用者である岐阜市が知っていなくてはいけない当然の法律である。このことを専門性が高いというのであれば、すべての団体交渉で弁護士が必要となるであろう。また、労働者を雇うことはどの部署でも行われており、その基本的なルールについて、履行するよう要求していたのであり、法令順守は岐阜市において当然対応しなければならない。それは、専門性という言葉で問題をそらすのではなく、雇用する側の責任として当然知っておくべきことである。

また、岐阜市は、ぎふ自治体一般労働組合が、「専門性を持つ者の出席を求めている」と主張するが、ぎふ自治体一般はそのような者の出席を求めたことはない。ただ、法令に違反していることなどについて、正しい理解を求めてきたし、行政部長や人事課の出席を求めたことはある。

具体的には、台風時の岐阜競輪場の開催中止に際し、職員を休業させた場合、職員には休業手当の支払いが行われていなかった。ぎふ自治体一般が是正を求めると、後日支払われた。

また、岐阜競輪会計年度任用職員就業要綱及び岐阜競輪会計年度任用職員の年次有給休暇・病気休暇及び、特別休暇に関する要領には育児介護休業や生理休暇などの権利が記されていなかった。ぎふ自治体一般は団体交渉で岐阜市にその権利を記すことを要求したが、まったく応じてもらえなかった。止むを得ず、ぎふ自治体一般労働組合の組合員が、岐阜労働基準監督署へ申告し、是正指導された。

こうしたことをとつても、岐阜市が法令順守の姿勢が見えず、ぎふ自治体一般労働組合を敵視していたことがわかる。

以上のことから、専門性が求められるとの岐阜市の主張は自身の責任を投げ捨て、もっぱら、ぎふ自治体一般労働組合を嫌悪するような対応に終始したにすぎない。

また、岐阜市は「本市顧問弁護士に団体交渉等への立会等について相談しましたが、顧問弁護士兩名ともが労働関係の公職に就いていることを理由に辞退されたため、」とあるが、労働関係の公職についているからと言って、団体交渉に出席できないわけではない。顧問弁護士が仮にそのような主張をしたというのであれば、具体的にどのような理由で辞退されたのか調査においてはこの点を精査すべきであると考ええる。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

請求の趣旨、添付書類、関係職員の陳述及び行政部の決裁文書等から、次のような事実が認められる。

(1) 市顧問弁護士

ア 岐阜市顧問弁護士設置要綱

市顧問弁護士は、岐阜市顧問弁護士設置要綱に基づき、2名が委嘱されており、その職務は、常時市長その他市の執行機関及びこれらの補助機関の諮問に応じ、意見を述べるものとされている。また、市に訴訟代理人を選任する必要が生じたときは、あらかじめ顧問弁護士の意見を求めるものとされている。

(2) 法律相談の実施及び委任契約の締結

ア 本件各契約の概要

当該委任弁護士との契約状況は、次のとおりである。また、いずれも行政部長専決決裁により、意思決定がなされていた。

(ア) 法律相談A（契約書なし）

決 裁 日	令和6年10月4日
内 容	労働問題への対応について
相 談 日	令和6年10月7日
報 酬	1時間当たり 25,000 円（税抜）

(イ) 法律相談B（契約書なし ※後述の委任契約Cを含む）

決 裁 日	令和6年11月5日
内 容	委任契約及び労働問題への対応について
相 談 日	令和6年11月13日

報 酬 1 時間当たり 30,000 円 (税抜)

(ウ) 委任契約 C (契約書あり)

契約締結日 令和 6 年 1 1 月 2 5 日

内 容 令和 6 年 1 0 月 3 1 日付けメールにより団体交渉の申入れがあった件に係る相談、交渉代理及び団体交渉立会代理等(市の競輪事業に従事する会計年度任用職員又はそれら職員が加入する労働組合からの任用関係に関する法律相談を含む)

なお、令和 7 年 2 年 1 0 日に原契約書に内容を追加する覚書を締結しており、令和 7 年 2 月 7 日付け要求書による団体交渉の申入れがあった件に係る相談、交渉代理及び団体交渉立会代理等が追加された。

報 酬 1 時間 (移動時間等一切を含む) 当たり 30,000 円 (税抜)
……①-1

ただし、弁護士 2 名で団体交渉の立会代理を行った場合、同代理業務を行った時間 (移動時間等一切を含む) については、1 時間当たり 60,000 円 (税抜) ……①-2

なお、令和 7 年 5 月 2 7 日以降は、同日覚書の締結により、以下のとおり変更した。

1 時間 (移動時間等一切を含む) 当たり 25,000 円 (税抜)
……②-1

ただし、弁護士 2 名で団体交渉の立会代理を行った場合、同代理業務を行った時間 (移動時間等一切を含む) については、1 時間当たり 50,000 円 (税抜) ……②-2

そ の 他 契約書第 7 条の特約条項において、令和 6 年 1 1 月 1 3 日実施の打合せ以降についても委任契約 C に基づくものとする旨規定している。

(エ) 委任契約 D (契約書あり)

契約締結日 令和 7 年 4 月 1 日

契 約 期 間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
※契約期間の自動更新条項あり

内 容 岐阜競輪場組織運営に関する法的な問題の検討、整理その他これらに付随する相談業務及び簡易・定型的な契約書の作成、検証等

報 酬 月額 50,000 円 (税抜)

(3) 本件各契約に係る支出

措置請求書に記載の支出(10件、総額1,928,520円)の内訳は以下のとおりであり、それぞれ競輪事業課長専決決裁により支出されていた。

ア 令和7年1月10日支払の「弁護士報酬(令和6年10月7日～11月末日対応分)」の内訳等

	税抜単価	時間	
・法律相談A	25,000円	×2時間16分	≒ 56,667円 → 56,600円(100円未満切捨て)
・法律相談B	30,000円	×5時間10分	= 155,000円
			計 211,600円

211,600円×1.1= 232,760円(税込)
(うち源泉徴収額 211,600円×10.21%= 21,604円)

イ 令和7年2月4日支払の「弁護士報酬(令和6年12月分及び12月19日対応分)」の内訳等

	税抜単価	時間	
・委任契約C①-1	30,000円	×8時間5分	= 242,500円
・委任契約C①-2	60,000円	×5時間	= 300,000円
			計 542,500円

542,500円×1.1= 596,750円(税込)
(うち源泉徴収額 542,500円×10.21%= 55,389円)

ウ 令和7年3月6日支払の「弁護士報酬(令和7年1月分)」の内訳等

	税抜単価	時間	
・委任契約C①-1	30,000円	×3時間30分	= 105,000円

105,000円×1.1= 115,500円(税込)
(うち源泉徴収額 105,000円×10.21%= 10,720円)

エ 令和7年4月15日支払の「弁護士報酬(令和7年2月分)」の内訳等

	税抜単価	時間	
・委任契約C①-1	30,000円	×9時間20分	= 280,000円
・委任契約C①-2	60,000円	×5時間50分	= 350,000円
			計 630,000円

$630,000 \text{ 円} \times 1.1 = 693,000 \text{ 円 (税込)}$
(うち源泉徴収額 $630,000 \text{ 円} \times 10.21\% = 64,323 \text{ 円}$)

オ 令和7年5月2日支払の「弁護士報酬（令和7年3月分）」の内訳等
税抜単価 時間

・委任契約C①-1 $30,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 時間 } 50 \text{ 分} = 85,000 \text{ 円}$

$85,000 \text{ 円} \times 1.1 = 93,500 \text{ 円 (税込)}$
(うち源泉徴収額 $85,000 \text{ 円} \times 10.21\% = 8,678 \text{ 円}$)

カ 令和7年6月9日支払の「弁護士報酬（令和7年4月分）」の内訳等
月額（税抜）

・委任契約D $50,000 \text{ 円} \times 1 \text{ か月} = 50,000 \text{ 円}$

$50,000 \text{ 円} \times 1.1 = 55,000 \text{ 円 (税込)}$
(うち源泉徴収額 $50,000 \text{ 円} \times 10.21\% = 5,105 \text{ 円}$)

キ 令和7年7月30日支払の「弁護士委任契約報酬（令和7年5月分）」の
内訳等

月額（税抜）

・委任契約D $50,000 \text{ 円} \times 1 \text{ か月} = 50,000 \text{ 円}$

$50,000 \text{ 円} \times 1.1 = 55,000 \text{ 円 (税込)}$
(うち源泉徴収額 $50,000 \text{ 円} \times 10.21\% = 5,105 \text{ 円}$)

ク 令和7年7月30日支払の「弁護士報酬（令和7年5月分）」の内訳等
税抜単価 時間

・委任契約C②-1 $25,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 時間} = 25,000 \text{ 円}$

$25,000 \text{ 円} \times 1.1 = 27,500 \text{ 円 (税込)}$
(うち源泉徴収額 $25,000 \text{ 円} \times 10.21\% = 2,552 \text{ 円}$)

ケ 令和7年8月7日支払の「弁護士報酬（令和7年6月分）」の内訳等
税抜単価 時間

・委任契約C②-1 $25,000 \text{ 円} \times 10 \text{ 分} \div 4,166 \text{ 円}$
 $\rightarrow 4,100 \text{ 円 (100 円未満切捨て)}$

$4,100 \text{ 円} \times 1.1 = 4,510 \text{ 円 (税込)}$

(うち源泉徴収額 $4,100 \text{ 円} \times 10.21\% = 418 \text{ 円}$)

コ 令和7年8月7日支払の「弁護士委任契約報酬(令和7年6月分)」の内訳等

月額(税抜)

・委任契約D $50,000 \text{ 円} \times 1 \text{ か月} = 50,000 \text{ 円}$

$50,000 \text{ 円} \times 1.1 = 55,000 \text{ 円}$ (税込)

(うち源泉徴収額 $50,000 \text{ 円} \times 10.21\% = 5,105 \text{ 円}$)

(4) 事実経過

ア 令和5年に、当該組合から市人事課に要求内容を示した書面の提出がある。

イ 令和5年7月20日、当該組合と市(人事課及び競輪事業課)との間で懇談会が実施され、多岐の項目につきやりとりがされている。

継続となる。

次回以降は、市としては、人事課は段取りに関与するが、基本的に競輪事業課が担当することとなる。

ウ 令和5年10月10日、当該組合と市(競輪事業課)との間で懇談会が実施され、多岐の項目につきやりとりがされている。

継続となる。

エ 令和5年12月20日、当該組合と市(競輪事業課)との間で懇談会が実施され、多岐の項目につきやりとりがされている。

オ 令和6年3月25日、当該組合と市(競輪事業課)との間で懇談会が実施される。

前回の懇談会以降に、新たに提出された要求内容を示した書面に対する回答を含め、多岐の項目につきやりとりがされている。

継続となる。

カ 令和6年7月8日、当該組合と市(競輪事業課)との間で懇談会が実施され、多岐の項目につきやりとりがされている。

当該組合から同年7月4日に送付された要求内容を示した書面に対する回答を求められ、回答をしている。

当該組合からは、次回からは懇談会ではなく、団体交渉としての対応を求められる。

キ 令和6年10月31日、当該組合から、メールにて、団体交渉の申入れがなされた。

ク 令和6年12月19日、当該組合と市(競輪事業課)との間で、団体交渉が行われた。

ケ 令和7年2月25日、当該組合と市(競輪事業課)との間で、団体交渉が

行われた。

コ 当該組合から、市に対し、令和7年3月21日付けで「ガイダンスルームの閉鎖根拠が崩壊したと考え、緊急の申し入れをします」との書面が提出され、申入事項の一つとして、令和6年度中の団体交渉の開催の申入れがなされている。

サ 市から、令和7年3月27日付け回答書にて、回答事項の一つとして、令和6年度中の団体交渉の開催の申入れに対し、出席予定者の都合がつく日程として令和7年3月31日17時30分からであれば団体交渉の実施に応じる旨の回答がされている。

シ 令和7年3月29日、当該組合から市（競輪事業課）に対し、メールにて、団体交渉について、令和7年3月31日17時30分からとの日程では都合がつかないため、翌年度に改めて調整をするために、後日、当該組合の方から連絡をする旨の連絡がある。

ス 令和7年4月17日、当該組合から市（競輪事業課）に対し、「岐阜競輪・初心者ガイダンスルーム閉鎖に抗議する」との抗議内容を示した書面が提出される。

セ 以後令和7年6月末日までの間、当該組合から市（競輪事業課）に対し、団体交渉に関する日程調整の連絡はなかった。

2 監査委員の判断

(1) 市顧問弁護士以外の外部の弁護士による法律相談を受けたこと、当該組合との間の団体交渉及び関連事項につき弁護士に委任したことは違法又は不当な契約か

ア 市顧問弁護士以外の外部の弁護士による法律相談を受けたことは違法又は不当な契約か

請求人は、岐阜市役所には契約した顧問弁護士が存在するため、法的な相談は市顧問弁護士に相談すれば足りるところ、外部の弁護士による法律相談を受けたことにより本来必要のない法律相談料の負担を生じさせたことは法第2条第14項等に反し、違法な財務会計行為に当たるとの主張をしているものと解されるため、この点につき判断する。

確かに、本件で問題となっているであろう法的な知見、見解等につき、市顧問弁護士に対する委嘱の範囲内で対応可能なものであるとすれば、外部の弁護士による法律相談の必要性は認められないとも解される。

この点、契約の締結が違法となるか否かに関する判断要素を示す裁判例として、以下のものが存する。

最高裁判所平成25年3月28日判決／平成23年（行ヒ）第452号

広域連合が土地を賃借する契約につき賃料額が私的鑑定において適正とされた賃料額より高額であることを理由として、当該契約が違法であり、そ

の賃料の約定が無効であるとした原審に対し、「地方自治法 242 条の 2 第 1 項 4 号に基づく被上告人の請求は、本件各契約を締結した本件広域連合の長の判断が同法 2 条 14 項及び地方財政法 4 条 1 項に違反することを前提とするものであるところ、地方公共団体の長がその代表者として一定の額の賃料を支払うことを約して不動産を賃借する契約を締結すること及びその賃料の額を変更する契約を締結することは、当該不動産を賃借する目的やその必要性、契約の締結に至る経緯、契約の内容に影響を及ぼす社会的、経済的要因その他の諸般の事情を総合考慮した合理的な裁量に委ねられており、当該契約に定められた賃料の額が鑑定評価等において適正とされた賃料の額を超える場合であっても、上記のような諸般の事情を総合考慮した上でなお、地方公共団体の長の判断が裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用するものと評価されるときでなければ、当該契約に定められた賃料の額をもって直ちに当該契約の締結が地方自治法 2 条 14 項等に反し違法となるものではないと解するのが相当である。」とし、事実関係につき検討をした上で、「旧志摩町の区域内にし尿中継槽の用地を確保するという本件土地を賃借する目的やその必要性、契約の内容に影響を及ぼす社会的、経済的要因としての当該施設の性質に伴う用地確保の緊急性や困難性といった事情の有無にかかわらず、本件賃貸借契約において鑑定評価を経ずに定められた賃料の額及びこれを一部減額した本件変更契約所定の賃料の額が本件私的鑑定において適正とされた賃料の額と比較して高額であることをもって直ちに、本件各契約を締結した本件広域連合の長の判断がその裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用するものであったということはできない。」として、原審の判断を破棄して原審に差し戻すこととした。

上記のような見地から本件について見ると、事実関係「第 4、1（1）ア」のとおり、市顧問弁護士の職務の内容としては、「常時市長その他市の執行機関及びこれらの補助機関の諮問に応じ、意見を述べるものとする。」、「市に訴訟代理人を選任する必要があるときは、あらかじめ顧問弁護士の意見を求めるものとする。」等とされており、具体的な係争につき、継続的な法的助言等の支援を行うことや市の代理人的な立場で継続的に交渉等にかかわることはそもそもその職務の範囲として予定されておらず、また、本件の団体交渉等の法的問題については、事実経過からすると弁護士による法的助言の必要性が認められるところ、2 名の市顧問弁護士のいずれもが、利害関係等を理由に関与することを辞退しているとの事情が存するところであり、具体的な係争となっている団体交渉等に関する継続的な法律相談等につき、市において市顧問弁護士以外の外部の弁護士の法律相談を受けることについては、その必要性が認められ、後述するところから、その費用についても中心的な弁護士報酬額の範囲内にとどまっているものであり、外部の弁護士による法律相談を受けることとしたことが、裁量権の範囲を逸脱し又はこれ

を濫用するものであったり、不当であるとはいえない。

イ 団体交渉及び関連事項につき、令和6年11月25日に締結した委任契約C、令和7年4月1日に締結した委任契約Dは、違法又は不当な契約か

請求人は、公務職場での労使交渉の場に弁護士が主体となって出席することは異例中の異例である、団体交渉においては、弁護士ではなく使用者が自ら主体的に応答すべきである、市顧問弁護士がいる中で団体交渉につき多額の費用を支払ってまで弁護士を雇う必要がないなどとし、弁護士に委任をし多額の費用負担を生じさせたことは法第2条第14項等に反し、違法な財務会計行為に当たるとの主張をしているものと解されるため、この点につき判断する。

(ア) 本委任の目的及び必要性

当該組合に所属する競輪事業課の職員は単純労務職員に当たるものと解される岐阜競輪会計年度任用職員であり、当該組合との交渉に関しては労働組合法が適用される。団体交渉において、いたずらに回答を先延ばしにすることは、同法第7条に規定されている不当労働行為との判断につながる恐れがあるほか、交渉の場においては常に適切な回答や対応が求められることから、事案の内容によっては、専門知識が十分でなく団体交渉に不慣れな市職員のみで対応することは困難であることも想定される。さらに、交渉時の回答が交渉結果に大きな影響を及ぼすことから、確かな情報に基づいた的確な回答をする必要もある。

本件団体交渉においては、それまでの経緯からして、市職員のみで対応することが困難であることが予想されるものであり、団体交渉を実あるものとし、交渉を全うするとの目的のため、市において、労働関係の法律における専門知識及び団体交渉における使用者側代理人の経験を有する弁護士による助言や対応等が必要なものと判断したことは適切かつ妥当なものと認められる。

(イ) 当該委任弁護士に委任したことについての相当性

岐阜市顧問弁護士設置要綱では、市顧問弁護士の要件として「本市の区域内に法律事務所を有する者」、「岐阜県弁護士会に所属する弁護士である者」が必要とされているところと比較すると、当該委任弁護士は愛知県弁護士会に所属し、名古屋市に法律事務所を有する者であることから、必然的に、団体交渉立会代理業務の際の移動時間を含めた時間報酬の総額が、岐阜市内に法律事務所を有する者に依頼するよりも高額になっているとの事情が存する。

しかし、上記要件は市顧問弁護士の委嘱に当たって要求される要件であ

り、個別係争事案における代理人の選任に当たってはそのような要件は存在しない。

当該委任弁護士を選定に至る過程としても、市顧問弁護士2名に打診をしたところ辞退され、それを受け、岐阜地域又は名古屋地域において、労働組合との団体交渉などの事案を経験している弁護士を調査したところ、愛知県経営者協会での労働問題の講演等の講師を務めた経歴を有し、労働問題に精通した当該委任弁護士が適任と判断し、まずは法律相談を受けることとした、というものであり、その判断の過程は合理的なものであり、かつ、その法律相談時の対応等も踏まえた結果、委任契約締結との判断に至っているものである。

(ウ) 本件各契約における報酬額の相当性

本件では、令和6年11月25日に締結した委任契約Cにおいて、1時間当たり30,000円(税抜)(移動時間等一切を含む)、ただし、弁護士2名で団体交渉の立会代理を行った場合、同代理業務を行った時間(移動時間等一切を含む)については、1時間当たり60,000円(税抜)との時間制報酬となっているところ、請求人は「多額の費用負担」の問題性を指摘するため、以下報酬額についても検討をする。なお、本項では、法律相談A、法律相談B、委任契約C及び委任契約Dにおける報酬額につき、一括して検討する。

弁護士の報酬額については、弁護士法の改正に伴い、平成16年4月1日以降「日本弁護士連合会弁護士報酬等基準」が廃止され、「弁護士等の報酬は経済的利益、事案の難易、時間及び労力その他の事情に照らして適正かつ妥当なものでなければならない。」(日本弁護士連合会の制定する弁護士の報酬に関する規程第2条)との制約の中で、弁護士と依頼者との合意で自由に決めることができることとなっている。

この点、日本弁護士連合会が作成した「アンケート結果にもとづく中小企業のための弁護士報酬の目安(2009年度アンケート結果版)」(以下「アンケート結果」という。)によると、以下のような結果が示されている。

- ① 顧問契約がない場合の弁護士の得意な特殊専門的分野の相談1時間当たりの相談料は、割合が多い順に1万円(43.8%)、2万円(18.8%)、3万円(15.5%)。
- ② 顧問契約がない場合で弁護士の得意な特殊専門的分野に関する事件の時間制報酬は、割合が多い順に同順位で3万円と4万円(ともに23.1%)、2万円(21.8%)。
- ③ 顧問契約がある場合で弁護士の得意な特殊専門的分野に関する事件の時間制報酬は、割合が多い順に2万円(30.8%)、3万円(20.5%)、1万円(15.4%)。

- ④ 顧問契約における月額顧問料（相談方法（電話、FAX、メール、面談など）や調査の要否にかかわらず、月3時間程度（調査時間・相談時間を含む）の相談を月額顧問料の範囲とする）は、割合が多い順に5万円（52.7%）、3万円（33.5%）。

本件における法律相談A（報酬単価1時間当たり2万5千円）、法律相談B（報酬単価1時間当たり3万円）及び委任契約C（当初の報酬単価1時間当たり3万円）については、それぞれ、当該委任弁護士が所属する事務所（以下「当該弁護士事務所」という。）との間に顧問契約若しくはこれに類する契約がなく、アンケート結果における「顧問契約がない場合」に当たるところ、いずれも中心的な弁護士報酬額の範囲内に収まる金額となっている。

委任契約D（月額報酬5万円）については、アンケート結果との比較では顧問契約類似の契約に該当すると解されるところ、月額報酬5万円とするケースが半数以上（52.7%）を占めることからすると、アンケートが前提とする顧問契約の内容との間に若干の差異があることを踏まえても、中心的な弁護士報酬額の範囲内に収まる金額となっているものと解される。

また、委任契約Cについては、令和7年5月27日に締結した覚書により報酬単価を減額しているが、当該減額後の報酬単価（1時間当たり2万5千円）としても、令和7年4月1日に締結された委任契約D（アンケート結果との比較では顧問契約類似の契約に該当すると解される。）の存在を前提として、中心的な弁護士報酬額の範囲内に収まる金額となっているところである。

加えて、委任契約Cでは、時間制報酬の対象時間として「（移動時間等一切を含む。）」とされているが、平成16年3月31日廃止前の「日本弁護士連合会弁護士報酬等基準」第39条では「弁護士は、依頼者との協議により、受任する事件等に関し、第二章ないし第四章及び第七章の規定によらないで、一時間あたりの適正妥当な委任事務処理単価にその処理に要した時間（移動に要する時間を含む。）を乗じた額を、弁護士報酬として受けることができる。」としていたこともあり、時間制報酬においては「移動に要する時間を含む。」とする法律事務所も散見されるところであり、委任契約Cのそのような定めも報酬についての一般的な定め範疇に収まるものと解されるところである。

なお、参考にしたアンケート結果は平成21年度のものであることから、現在（令和7年10月時点）の相場との検証を行うため、労働問題を取り扱う法律事務所を無作為に抽出し調査したところ、報酬額については法律事務所ごとに様々であるが、時間制報酬及び月額報酬のいずれの額においても、アンケート結果が現在の相場と大きく異なるものではないことを確

認している。

(エ) 令和6年11月25日に締結した委任契約Cが存する中で、令和7年4月1日に委任契約Dを締結することの合理性

委任契約Dは月額報酬の定めとなっており、当該委任弁護士が遂行した業務の有無にかかわらず報酬が発生することとなるため、委任契約Cが存するにもかかわらず、そのような月額報酬の委任契約Dを重ねて契約することの合理性が問題となる。

この点、監査対象部局の陳述によると、

- ① 委任契約C（令和7年5月27日付け覚書により時間制報酬の単価を減額）における対象業務としては、団体交渉に関すること
- ② 委任契約Dにおける対象業務としては、上記①以外の「岐阜競輪場組織運営に関する法的な問題の検討、整理その他これらに付随する相談業務」等

となるようである。

令和7年4月1日以降に見込まれる委任に係る業務の量によっては、上記①②のように当該委任弁護士が対応する業務の範囲を振り分け、月額報酬制と時間報酬制の契約を併存させることにより、当該弁護士事務所における顧問契約がある場合の報酬基準の適用を受け、顧問契約がない場合の報酬額よりも、全体としての報酬額を抑えることができることとなる。

そして、前述した事実経過からすると、令和7年4月1日の時点では、団体交渉の終結の目処は立っておらず、更なる交渉の継続が見込まれていたこととなる。

そのような令和7年4月1日時点の状況からすれば、委任契約Cと併存する形で、委任契約Dを締結することにも、一応の合理性が認められるものと解されるところである。

以上からすると、本件で問題となっている団体交渉に関し弁護士に委任をする必要性が認められ、当該委任弁護士を選定した判断の過程においても相当性に欠けることはなく、委任契約に定める報酬額についても中心的な弁護士報酬額の範囲内に収まるものであり、委任契約Cに重ねて委任契約Dを締結することについても一応の合理性が認められるところであり、団体交渉及び関連事項につき、委任契約C及び委任契約Dを締結したことが、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用するものであったり、不当であるということはない。

ウ 本件各契約の契約手続は適正か

委任契約については、民法第643条に「委任は、当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委任し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる。」と規定されている。

また、岐阜市事務決裁規則第3条は「決裁の手続の過程は、順次所属上司の決裁を得て、専決者又は市長の決裁を受けなければならない。」と規定している。

本件各契約については、同規則別表第1共通専決事項「財務に関する事項」の「ア 支出負担行為等に関する事項」の表において、報償費は1件当たり100万円未満の場合は課長が専決者とされており、課長専決で可能であるが、同規則第4条のただし書において、特に重要又は異例であると認められるものは、上司の決裁を受けることができる旨規定していることから、部長専決で決定がなされていた。

以上から、契約手続は適正である。

したがって、市顧問弁護士以外の外部の弁護士による法律相談を受けたこと、当該組合との間の団体交渉及び関連事項につき弁護士に委任したことは違法又は不当な契約ではない。

(2) 当該委任弁護士への支出は違法又は不当な支出であり、また、財産の管理を怠る事実はあるか

当該委任弁護士が本件業務の遂行に要した時間については、その業務概要、日付及び時間を記載した業務記録が行政部へ提出されているなど、行政部において、確認の上、支出を行っている。当該業務記録と本件請求書を突合したところ、矛盾する点は確認できなかった。よって、当該委任弁護士への支出は、契約に基づく適切な債務の履行であり、違法又は不当な支出とは認められない。

なお、前述のとおり、本件各契約は違法なものではないが、仮にこれが違法なものであったとしても、先行行為たる契約の違法が必ずしも後行行為である支出に承継されないことについては、次のとおりである。

最高裁判所平成25年3月21日判決／平成23年（行ツ）第406号

「普通地方公共団体が締結した支出負担行為たる契約※が違法に締結されたものであるとしても、それが私法上無効ではない場合には、当該普通地方公共団体が当該契約の取消権及び解除権を有しているときや、当該契約が著しく合理性を欠きそのためその締結に予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存し、かつ、当該普通地方公共団体が当該契約の相手方に事実上の働きかけを真しに行えば相手方において当該契約の解消に応ずる蓋然性が大きかったというような、客観的にみて当該普通地方公共団体が当該契約を解消することができる特殊な事情があるときでない限り、当該契約に基づく債務の履行

として支出命令を行う権限を有する職員は、当該契約の是正を行う職務上の権限を有していても、違法な契約に基づいて支出命令を行ってはならないという財務会計法規上の義務を負うものとはいえず、当該職員が上記債務の履行として行う支出命令がこのような財務会計法規上の義務に違反する違法なものとなることはない」と解するのが相当である。」

※本件では法律相談に関する契約や委任契約が該当する。

したがって、当該委任弁護士への支出は違法又は不当なものではない。また、このことから、不当利得返還請求権を行使する対象となる事実も認められないため、財産の管理を怠る事実もない。

3 結 論

以上のとおり、本件において、市顧問弁護士以外の外部の弁護士による法律相談を受けたこと、当該組合との団体交渉及び関連事項につき弁護士に委任したことは違法又は不当な契約ではなく、当該各契約に基づく支出は違法又は不当なものではない。また、このことから、財産の管理を怠る事実も認められない。よって、本件請求を棄却する。

4 意 見

(1) 契約締結日前の遡及適用

令和6年11月25日に締結した委任契約Cは、契約書第7条の特約条項において、令和6年11月13日実施の打合せ以降についても委任契約Cに基づくものとする旨規定し、令和6年11月13日から同月24日までの間に当該委任弁護士が遂行した業務を遡及的に委任契約Cの対象に含めている。

地方財務実務提要（ぎょうせい 地方自治制度研究会編集）「第八章 契約 一節 通則」の「契約期間の遡及の可否」によると、年間委託契約を締結する場合などにおいて、予算や事務上の都合で實際上契約が4月1日に締結できない場合があるような場合について、契約締結年月日を業者と話し合い決定した日をもって行い、契約期間を4月1日から翌年3月31日までとすることは適当かとの質問に対して「民法の規定によると、契約は相対する二つ以上の意思の合致によって成立するものであるから、一方の申込みに対して他方の承諾があれば、それによって契約は成立することになり、契約の効力の発生については、何ら要式行為を必要としないのですが、自治法の下においては、その第二三四条第五項で地方公共団体が契約につき契約書を作成する場合においては、地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、当該契約は、確定しないとされています。したがって、昭和三八年の自治法改正以前において契約書が単なる証拠書類であるとされ、日付を遡及して契約することも可能であるとされていたのと異なり、現行法の下に

においては、現実に記名押印して契約を確定させた日をもって契約書の日付として記載すべきことになり、その時点が契約が成立する日ということになるものと解されます。契約上の債権債務はいうまでもなく契約が成立して始めて発生するものであり、質問のように契約期間を四月一日に遡ってなすことは何ら実益がないことになり、不適當といわざるを得ません。ただ、四月一日から実際に契約書に記名押印した日までの間に行われた行為を追認するための条項を入れることが考えられ、これにより目的を達することもできるものと考えます。この場合も、契約が成立確定する以前は、地方公共団体の長又はその委任を受けた者は、相手方に対して履行の請求ができないことはいうまでもありません。」と回答されている。

契約の締結に当たっては、追認条項を設ける方法によらず契約締結できるよう、適正な事務処理を行われたい。

(2) 今後の契約の継続

委任契約Dの契約書第3条において、委任する業務の範囲として「岐阜競輪場組織運営に関する法的な問題の検討、整理その他これらに付随する相談業務」及び「簡易・定型的な契約書の作成、検証」等と記載されている。

当該記載は、業務内容が広範囲であり、実務的な契約の終期が不明瞭なものとなっていることから、今後、契約内容及び契約の必要性について、随時、精査を行われたい。